

平成27年度行政評価 評価票

NO	件名	所管部課
5	清瀬市児童センター運営委員会	児童センター

設置条例等	清瀬市児童センター運営委員会設置要綱			根拠法令等	厚生労働省 児童館ガイドライン		
委員会の設置目的	児童センターに設置する各施設が実施する事業の企画及び運営並びに課題解決に向けた方策の実施方法を検証又は評価するため。					設置年度	17 年度
開催頻度	年2回		平成26年度開催回数	2 回	平成26年度事業費	75 千円	
委員数	10 人	委員の職業等	教育、児童福祉関係等		報酬	1回	5,000～10,000 円

第一次評価(個別評価)						
必要性	より上位の施策目的を達成するため、委員会の設置が必要であるか					3 点
	・委員会の設置が必要である			3 点		
	・委員会の設置が望ましい			2 点		
	・委員会の設置は必要でない			1 点		
有効性	委員会運営によって、期待されている本来の効果を得られているか					2 点
	・期待以上の効果を得られている			3 点		
	・期待通りの効果を得られている			2 点		
	・期待通りの効果を得られていない			1 点		
効率性	委員会運営に係る予算的・時間的コストを踏まえ、費用対効果は高いか					3 点
	・費用対効果は非常に高い			3 点		
	・費用対効果は高い			2 点		
	・費用対効果は低い			1 点		
代替性	他の委員会での代替は可能であるか					3 点
	・代替不可能である			3 点		
	・一部代替可能である			2 点		
	・代替可能である			1 点		

第一次評価(所管課評価)	
厚生労働省の児童館ガイドラインにおいて、運営協議会等の設置が求められており、当委員会がその役割を担っている。当委員会では、児童センター及び子ども家庭支援センターの事業についての助言や、次世代育成支援計画に則って児童センター・子ども家庭支援センター及び子育て支援課の評価・進捗管理及び助言等を行っているため、見直し・統廃合は難しいと考える。	

第二次評価	
見直し	児童センターは多くの市民が利用する施設であるため、市民参画によるセンター運営が望ましい。しかしながら、当運営委員会の設置から10年経過しており、現在では子ども・子育て会議など市民参画の場が拡大している。各委員会の役割分担を明確化するとともに、効率的な組織運営を行うため、統廃合の可能性について検討が必要である。